

○国立大学法人筑波大学留学生後援会基金細則

〔平成28年3月17日
法人細則第8号〕
改正 平成29年法人細則第5号
令和3年法人細則第7号

国立大学法人筑波大学留学生後援会基金細則

(設置)

第1条 国立大学法人筑波大学基金規則(平成22年法人規則第40号)第4条第1項に基づく特定基金として、筑波大学留学生後援会基金(以下「後援会基金」という。)を置く。

(目的)

第2条 後援会基金は、母国を離れ筑波大学(以下「本学」という。)で学ぶ外国人留学生等を援助し、もって留學生活の健全な発展を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 後援会基金は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 外国人留学生等の不測の事態への支援
- (2) 外国人留学生等の賃貸住宅への入居に係る支援
- (3) 外国人留学生等に対する一時金の貸出し
- (4) 外国人留学生等の団体への支援
- (5) その他特に必要とされる支援

(支援者)

第4条 後援会基金は、前条の事業内容に賛同する次に掲げる支援者による寄附とする。

- (1) 本学の教職員及び名誉教授
- (2) その他個人又は団体

(運営委員会)

第5条 後援会基金の運営に関する事項を審議するため、後援会基金運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 学生を担当する副学長
- (2) スチューデントサポートセンターに置かれる国際交流支援室の室長(次号において「室長」という。)
- (3) 国際交流支援室に置かれる本学の学生の国際交流に係る支援に関する重要事項について審議する委員会の委員(室長である委員を除く。)
- (4) 学生部長
- (5) その他次項に規定する委員長が特に必要と認める者 若干人

3 運営委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

4 委員長は、運営委員会を主宰する。

- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 6 第2項第5号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(審議事項)

第6条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 後援会基金の運営に関する基本事項
- (2) 後援会基金に係る事業の運営方法に関する事項
- (3) 後援会基金に係る予算及び決算に関する事項
- (4) その他委員長が必要と認める事項

(運営費)

第7条 後援会基金の運営費は、寄附金をもって充てる。

(事業年度)

第8条 後援会基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務)

第9条 後援会基金の事務は、学生部学生交流課が事業開発推進室と連携して行う。

(細目)

第10条 この法人細則に定めるもののほか、後援会基金の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平29.3.23法人細則5号)

この法人細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令3.3.18法人細則7号)

この法人細則は、令和3年4月1日から施行する。